

## 申請から交付までの流れ

申請者

豊田市

### ① 交付申請書の提出

【提出期限】

事業開始日の原則 **1カ月前**までに提出  
(4月中に事業を開始する場合などを除く)

【申請期間】※予算上限に達した場合は下記に関わらず終了

⇒ **4月1日～2月28日**

当補助金のホームページ・交付要綱を確認の  
うえ、必要書類の作成をお願いします。

### ② 交付決定

### ④ 補助事業の実施

- ◎ 交付決定通知後に事業着手すること
- ◎ ①で申請した内容に変更(事業内容等)が発生した場合は**変更承認申請書**を必ず提出すること
- ◎ 事業完了及び支払い完了は令和9年3月31日までにすること

### ③ 交付決定通知書

### ⑤ 実績報告書の提出

【提出期限】

事業完了又はすべての支払完了の、いずれか遅い日付から起算して **30日以内**  
又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日まで

### ⑥ 額確定

### ⑧ 補助金請求書の提出

### ⑦ 確定通知書

### ⑨ 補助金交付

提出方法：原則として電子申請(市HPから申請フォームにアクセスできます。)  
その他の提出方法については個別にご相談ください。

豊田市では様々な企業支援施策を実施していますので、ぜひご活用ください！

【はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰】  
働きやすく働きがいのある職場づくりに積極的に取り組む事業所の表彰制度



【豊田ものづくりブランド】  
豊田市内の中小企業・小規模事業者が持つ優れた技術・製品の認定制度



【豊田市 SDGs 認証制度】  
豊田市内で SDGs 経営に積極的に取り組む事業者の認証制度



豊田市内の中小企業者の皆さまへ

2026年度

# 豊田市経営力強化支援補助金

全業種の中小企業者の皆さまを対象に、以下3つの事業を支援します！

## ① 販路拡大事業

例えばこのようなことに活用できます

- ☑ 見本市や展示会へ出展
- ☑ 販路拡大を専門としたマッチング支援機関を利用

## ② BCP 策定事業

例えばこのようなことに活用できます

- ☑ BCP(事業継続計画)の新規策定
- ☑ BCPの改定

## ③ サイバーセキュリティ診断事業

例えばこのようなことに活用できます

- ☑ 必要なサイバーセキュリティ対策を検討するために、外部の専門機関による診断を受ける

### 【お問合せ先】

豊田市 産業部 産業振興課

(〒471-8501 豊田市西町3-60 西庁舎7階)

電話 0565-34-6641、6642 FAX 0565-35-4317

Email kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp

<当補助金HPのQRコード>



### 【対象】

- 市内に主たる事業所を置く中小事業者
  - ・市内に住所及び事業所を有する個人
  - ・市内に主たる事業所を置く中小企業及び企業団体
- ※市内に主たる事業所を置く場合でも、市外事業所のみで実施する事業は対象外

### 【注意事項】

- 事業着手日より前に交付申請を提出すること
- 事業実施日の1カ月前までに交付申請を提出すること
- 補助対象経費は税抜き金額で計算をすること
- ②③の事業は、事業ごとに通算1回限りの申請。なお、令和6、7年度までに「豊田市中心企業経営力高度化事業補助金」で同事業について補助金を受けている場合は申請不可。
- 同一事業に対して、国、県又はその他の機関から補助金等を受けている場合、当補助金は対象外

判断に迷う場合は個別にご連絡ください

### 【販路拡大事業について】

- ◎補助限度額の引き上げ対象 (20万円⇒30万円)
  - 大規模見本市(首都圏、関西圏及び海外において開催され、小間数又は出展企業数が概ね500を超える見本市)に出展する事業
- (20万円⇒40万円)
  - 豊田ものづくりブランド推進協議会が認定する技術や製品に係る事業

## ①販路拡大事業 【1会計年度に1回申請可】

補助限度額 20万円 ⇒ **大規模見本市** 30万円 **ものづくりブランド** 40万円

補助率 1/2

補助対象事業	(1) 見本市等※へ出展する事業 ※ 取引先及び事業提携先の開拓、受発注の機会の確保などを目的として商品、サービス、製品、技術等を紹介する見本市、展示会、博覧会等 (2) 専門のマッチング支援機関、サイトを活用する事業
補助対象外事業	ア その場で小売りすることを主目的としたもの イ 広く一般に公開されていないもの ウ 豊田市が主催、共催または開催費用について負担金などの支払いをしているもの エ ものづくりブランド推進協議会から出展費用の補助を受けて出展するイベントに係る費用
補助対象経費	(1) 出展料(オンライン展示商談会の登録料・参加料等を含む)、運搬費、通訳料、イベント出展に伴うサイト掲載費用及びPRメール等への配信費用 (2) 登録料、仲介手数料、委託費、コーディネート料、専門サイト掲載料(販路拡大専用マッチング機関の支払いに限る)

## ②BCP 策定事業 【通算1回限り申請可】

補助限度額 30万円

補助率 1/2

補助対象事業	BCPの策定、改定(それに伴う事前調査費を含む)
補助対象経費	委託費、申請代行手数料、調査費

## ③サイバーセキュリティ診断事業 【通算1回限り申請可】

補助限度額 30万円

補助率 1/2

補助対象事業	サイバーセキュリティ対策について、必要な対策を検討するために、外部の専門機関による診断を受ける事業
補助対象経費	脆弱性診断費用、委託費(顧問料等、官公庁等への手続及びそのための書類作成に係る費用を除く。)

### 【よくある質問】

- ・事業開始日とはいつか？
- ・補助事業の経費が変更になった場合は？
- ・【販路拡大事業】大規模見本市とはなにか？
- ・【BCP策定事業】申請代行手数料とは何か？
- ・【サイバーセキュリティ診断事業】実施日が変更になった場合は？

⇒市HPによくある質問(Q&A)を記載しておりますので、ご確認ください。

<当補助金HPのQRコード>

